

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 精市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

平成 24年 4月からの国民年金の保険料は

1万 4980 円になりました。
(1万 5020 円-1万 4980 円=40 円の減額です)

今月の末までに、口座振替一括払いにすると、3770 円得です

国民年金保険料の支払いで、一番得をする支払い方は口座振替一括払いです

昨年の社労士ニュース 4月号で取り上げた国民年金の保険料について違った見方から再度考えます。保険料の支払い義務者は、20歳から60歳までの自営業者や学生、アルバイトや派遣社員等の方が該当すると考えられます。

まず、国民の支払い義務として、国民年金の保険料を支払うことに関しては、1年前納の口座振替一括払いが一番お得です。

今年の4月からの保険料は **1万 4980 円**になりました。

各月の保険料を各月に支払いますと、**1万 4980 円×12=17万 9760 円**支払うことになります。

この保険料を口座振替一括払いにしますと、**17万 5990 円**ですみます。

17万 9760 円-17万 5990 円=3770 円が得することになります。

この3770 円という数値を2月現在の銀行の利息で考えます。

100 万円を1年間の定期にすると利息が0.025%になります。

これを1年間でどれだけの利息が手もとに入るかを計算します。

$$100 \text{ 万円} \times 0.025 \times \frac{1}{100} = 250 \text{ 円しか手元に入りません。}$$

では、1000 万円を1年間の定期にすると利息が0.030%になります。

$$1000 \text{ 万円} \times 0.030 \times \frac{1}{100} = 3000 \text{ 円}$$

このことを考えると、いかに3770 円のすごさが分かります。

ぜひ、2月末日までに指定書類に必要事項を記入したのちに、年金事務所か市役所か役場に提出することをお勧めします。

河原社会保険労務士事務所 に関係書類が6部ほどあります。ご活用してください。
では、次回まで